

主な障がい福祉サービス

概要を掲載していますので、詳しくは問合せ先にご連絡ください。

◇対象者の表記

身：身体障がい者 知：知的障がい者 精：精神障がい者 難：難病患者 児：障がい児

項 目		対象者	ページ	問合せ先
1. 年金 ・ 手当	A) 障害年金	(ア) 障害基礎年金	1	松本年金事務所 0263-32-5822
		(イ) 障害厚生年金		
		(ウ) 特別障害給付金	2	
	B) 心身障害者扶養共済制度	身、知、精		大桑村福祉係 55-3080
	C) 手当	(ア) 特別児童扶養手当		
		(イ) 児童扶養手当	身、知、精、児	
(ウ) 障害児福祉手当		児		
	(エ) 特別障害者手当	身、知、精	3	
2. 税金		身、知、精	4	税金ごと異なる
3. 在宅 サービス	A) 補装具の交付・修理	身、難、児	5	大桑村福祉係 55-3080
	B) 日常生活用具の給付・貸与	身、知、精、難、児		
	C) 居宅生活における支援	身、知、精、難、児	6	大桑村社協 55-3755
	D) 地域活動支援センター	身、知、精、難		
4. 施設 サービス	A) 障害者支援施設	身、知、精、難	7	大桑村福祉係 55-3080
	B) 通所施設（生活介護事業所）	身、知、精、難		
5. 就労 支援	A) 就労移行支援	身、知、精、難	8	大桑村福祉係 55-3080
	B) 就労継続支援A型・B型	身、知、精、難		
6. 医療費 の助成	A) 更正医療・育成医療の給付	身、児	8	大桑村福祉係 55-3080
	B) 自立支援医療費給付	精		
	C) 福祉医療給付	身、知、精		
7. 各種 割引 制度	A) 運賃等の割引	(ア) 鉄道運賃の割引	9	みどりの窓口 各タクシー会社 各航空会社 大桑村福祉係 55-3080
		(イ) タクシーの割引		
		(ウ) 航空旅客運賃の割引		
		(エ) 有料道路通行料金の割引		
	B) NHK 放送受信料の免除	身、知、精	10	郵便局
C) 青い鳥郵便葉書の無償配布	身、知			
8. 社協の 事業	A) 日常生活自立支援事業	知、精	11	大桑村社協 55-3755
	B) 生活福祉資金貸付事業	身、知、精		
	C) 生活支援サービス		12	
	D) 福祉有償運送サービス事業	身、知、精、児		
9. その他	A) 信州パーキング・パーミット制度	身、知、精	13	大桑村福祉係 55-3080
	B) 福祉タクシー利用乗車券交付	身、知、精、難	14	
	C) ヘルプマーク			
	D) 成年後見制度			
	E) グループホームの利用	身、知、精、難		

1. 年金・手当

A) 障害年金

問合せ先：松本年金事務所（0263-32-5822）

障害年金は、病気やけがにより生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

(ア) 障害基礎年金 (身) (知) (精)

病気やけがで初めて医師等の診療を受けた日（初診日）の要件	障害認定日※における障害の状態	保険料納付要件
国民年金の被保険者	障害等級表に定める1級または2級に該当していること。	①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。 ②初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
被保険者であった人であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満		

※障害認定日：障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）は、その日を言います。

(イ) 障害厚生年金 (身) (精)

病気やけがで初めて医師の診療を受けた日（初診日）の要件	障害認定日における障害の状態	保険料納付要件
厚生年金の被保険者	障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。 (障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、支給対象となる場合がある。)	障害基礎年金と共通

◎障害手当金（一時金）

初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに支給されます。

(ウ) 特別障害給付金

身 精

国民年金の任意加入対象期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がいのある人に対して、福祉的措置として創設された制度です。

障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません。次のいずれかに該当する人が対象となります。

①	昭和 61 年 3 月 31 日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金 1 級、2 級相当に該当する程度の障害の状態にあること。
②	平成 3 年 3 月 31 日以前に初診日があり、その当時学生または生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金 1 級、2 級相当に該当する程度の障害の状態にあること。

B) 心身障害者扶養共済制度

身 知 精

問合せ先: 大桑村 福祉係 (55-3080)

障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したり著しい障がいを有する状態となったとき、その人が扶養していた障がいのある人に年金を支給する制度です。

1 人の心身障がい者につき 2 口まで加入できます。加入者が他の都道府県に転出されても転出先での手続きにより継続されます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

加入要件	<保護者の要件> 次の 4 つの要件をすべて満たしているもの ① 県内に住所があること ② 年齢（毎年 4 月 1 日における）が 65 歳未満であること ③ 特別な疾病または障害のない健康状態であること ④ 障害のある 1 人に対し加入できる保護者は 1 人であること
	<障がいのある人の要件> 次のいずれかに該当する人 ① 身体障がい（1～3 級） ② 知的障がい ③ 精神または身体に永続的な障がいのある人で、①②と同程度の障がいと認められるもの（精神病、脳性麻痺、進行性筋委縮症、自閉症、血友病など）
掛金	加入時の年齢により段階があります。（1 口月額 9,300 円～23,300 円）
給付	加入者が死亡、または著しい障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障がい者に月額 1 口 20,000 円の年金を支給します。（月額 2 口まで）

(ア) 特別児童扶養手当 (児)

重度もしくは中度の身体障がいまたは知的障がい、精神障がいのある 20 歳未満の在宅の児童を監護している父、母または養育者に支給されます。

手当を受けている人やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合や、障がい児が児童福祉施設に入所されている場合は支給の対象となりません。

(イ) 児童扶養手当 (身) (知) (精) (児)

手当の対象は、ひとり親家庭である場合と、父母に障がいがある場合の 2 種類あります。

公的年金を受給している場合、年金額が児童扶養手当額より高い人には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は手当の一部または全部が支給されません。

ひとり親家庭	父母の離婚等により、ひとり親家庭等の、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある在宅の児童を監護している父、母または養育者に支給されます。ただし、その児童が重度もしくは中度の身体障がいまたは精神障がい、知的障がい（おおむね知能指数 50 以下）がある場合には <u>20 歳未満の児童も対象</u> になります。
父、母が重度の障害	父、母が重度の障がいがあり、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある在宅の児童もしくは 20 歳未満の在宅の障がい児を監護している父、母または養育者に支給されます。

(ウ) 障害児福祉手当 (児)

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20 歳未満）に支給されます。

障がいのある児童が、障がいを支給事由とする年金を受給している場合や障害児入所施設等に入所している場合は、支給の対象となりません。また、障がいのある児童本人やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合も支給の対象となりません。

(エ) 特別障害者手当 (身) (知) (精)

日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。

障がいのある人が障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入所されている場合や、病院又は診療所に継続して 3 か月を超えて入院している場合は、支給の対象となりません。また、障がいのある人やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合も支給の対象となりません。

2. 税金

障害等級等の条件により、各種税金が軽減される場合があります。
詳しくは該当の問合わせ先にて確認してください。

税の種類	対象	概要	問合わせ先
所得税	身 知 精	税額計算の基礎となる所得から所得控除として、一定額控除されます。	木曾税務署 (22-2024)
相続税	身 知 精	相続人に障がいがある場合、相続税額から一定額が控除されます。	
消費税	身	身体障がいのある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等が非課税となります。	
個人事業税	身	両目の視力を喪失した人等が行う医業に類する事業は非課税となります。	中信県税事務所 木曾事務所 (25-2216)
自動車税	身 知 精	心身障がい者本人、心身障がい者と生計を一にする人が所有する車について、減免されます。	
軽自動車税	身 知 精		大桑村住民課 税務係 (55-3080)
個人住民税	身 知 精	税額計算の基礎となる所得から所得控除として、一定額控除されます。	信託銀行等
贈与税	身 知 精	特定障害者を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、6,000万円までは、贈与税の課税価格に算入されません。	
少額貯蓄の 利子等	身 知 精	銀行などの預貯金、公債等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。	

3. 在宅サービス

問合せ先:大桑村 福祉係(55-3080)

A) 補装具の交付・修理

身 難 児

障がいのある人に対し、村長が補装具の購入、借受けまたは修理が必要と認めた場合、その費用が補装具費として支給されます。ただし、原則1割の定率負担があります。(所得に応じて月当たりの上限額が設定されます。)

障害	補装具の例
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、歩行補助つえ、車椅子、電動車椅子、歩行器 ※障がい児のみ：起立保持具、頭部保持具、排便補助具
両上下肢 言語障害	重度障害者用意思伝達装置

B) 日常生活用具の給付・貸与

身 知 精 難 児

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具が給付または貸与されます。

用具の種類	例
介護、訓練支援用具	特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト等
自立生活支援用具	入浴補助用具、T字状・棒状のつえ、火災警報器、電磁調理器等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、福祉電話等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ類、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

※具体的な品目、利用者負担額等については、福祉係にお問い合わせください。

C) 居宅生活における支援 身 知 精 難 児

在宅で生活する人にホームヘルパー等を派遣して日常生活における必要な支援を行います。

費用は負担能力に応じた上限月額を設定しています。ただし、費用の1割相当を超えるときは、当該1割相当額とします。

支援の種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のほか、調理、洗濯および掃除等の家事の援助を行います。また、通院等のための乗車または降車の介助も行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者または精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

問合せ先：

大桑村社会福祉協議会
(55-3755)

D) 地域活動支援センター（くわっこ工房） 身 知 精 難

地域で生活をしている障がいを持つ人に、創作的活動や生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。また、社会参加能力を身につけるための生活訓練を支援するとともに、仲間が集うことにより、協調性を養い、楽しい時間を過ごす日中活動の場とします。

施設通所にあたり、交通費を助成します。

くわっこ工房の活動紹介	
抗菌・消臭対策加工	光触媒によるカーテン等の抗菌・消臭対策加工
自主製品の製作・販売	ぞうきん、リサイクル封筒
商品販売	エコフラットファイル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
焼き芋販売	11月から6月までの期間限定
リサイクル	牛乳パックの回収、新聞紙・アルミ缶・雑誌・段ボールの持ち込み回収
事業所の仕事	村内事業所から請け負った仕事
創作的活動	体力づくり、ハンドベル

4. 施設サービス

問合せ先:大桑村 福祉係(55-3080)

A) 障害者支援施設 (身 知 精 難)

入所施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活、就労などに関する相談や助言、その他日常生活に必要な支援を行います。日中は、生活介護や就労継続支援などのサービスを利用します。利用できる人は、障害支援区分4(50歳以上にあつては区分3)以上の人です。

B) 通所施設(生活介護事業所) (身 知 精 難)

主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。利用できる人は、障がい支援区分3(50歳以上にあつては区分2)以上の人です。

5. 就労支援

問合せ先:大桑村 福祉係(55-3080)

A) 就労移行支援 (身 知 精 難)

一般企業などへ就労を希望する障がいのある人に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。利用できる人は、原則として65歳未満の人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な人です。

B) 就労継続支援A型・B型 (身 知 精 難)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、就労及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

雇用契約を結び利用するA型と雇用契約を結ばないで利用するB型に分類されます。

A型を利用できる人は、企業などに就労することが困難であつて、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人です。

B型を利用できる人は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかつた人や、一定年齢に達している人で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される人です。

< 4. 施設サービス・5. 就労支援の共通事項 >

利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。
交通費の助成	施設通所にあたり交通費を助成します。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設 >社会福祉施設名簿

6. 医療費の助成

問合せ先: 大桑村 福祉係 (55-3080)

A) 更正医療・育成医療の給付 (身) (児)

身体上の障がいを取り除いたり、軽くしたりするために必要な医療を受けることができます。詳しくは、主治医にご相談ください。なお、世帯所得に応じた自己負担があります。

障がい種別	対象となる医療の例
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術 等
聴覚障がい	鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳・外耳道の形成術 等
音声言語等障がい	形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正 等
肢体不自由	人工関節置換術、切断端形成術、理学療法 等
内部障がい	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎臓移植術、肝臓移植術、中心静脈栄養法、抗HIV療法、免疫調節療法、内臓障害 等

B) 自立支援医療費給付（精神障がい者の通院医療費給付）(精)

精神科の病気で通院する際に要する費用のうち、医療保険各法で負担される部分を除いた部分を公費負担します。なお、所得と病気の状況により一か月の負担上限額が設けられる場合があります。

利用できる人	病院または診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける人
手続き	自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書が必要です。
自己負担	原則 1 割

C) 福祉医療給付（障がい者医療費給付）(身) (知) (精)

障がいのある人が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。

利用できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害手帳の障害等級が3級以上 ・療育手帳の交付を受けた人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人 ※障害等級により、所得要件があります。
--------	--

7. 各種割引制度

A) 運賃等の割引

(ア) 鉄道運賃の割引



問合せ先：各駅の乗車船券発売窓口

身体障がい者及び知的障がい者の人は JR 線について、次の割引が適用となります。

みどりの窓口で手帳を呈示し、口頭または申込書をもって割引乗車券を購入してください。

対象者	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
12歳未満の障がい者とその介護者			
第1種、第2種障害者が単独で利用	普通乗車券	50%	片道 100 km を超え場合に適用。(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

(イ) タクシーの割引



問合せ先：各タクシー会社

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の人は、乗車の際に運転手に手帳を呈示すると、次の割引が適用となります。

対象者	利用会社 ※(注)	割引率	備考
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者	おんたけタクシー 南木曽観光タクシー	10%	ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は、割引対象外です。

※(注) その他の会社を利用の場合は、各会社へお問い合わせください。

(ウ) 航空旅客運賃の割引



問合せ先：各航空会社

各航空会社が国内路線ごとに割引を設定しています。

主な対象者 (各航空会社により異なります)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者 第1種身体障害者又は第1種知的障害者の介護者(1名) 精神障害者手帳所持者については、各会社の判断によります。
--------------------------	---

(エ) 有料道路通行料金の割引

問合せ先:大桑村 福祉係(55-3080)

身体障がい者及び知的障がい者の人は、有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金について、次の割引が適用されます。

※あらかじめ福祉係において、手帳に自動車登録番号等の記載を受けてください。

	運転者が本人の場合	運転者が介護者の場合
利用できる人	すべての身体障がい者	第1種身体障害者 第1種知的障害者
自動車の所有者 (営業用は除く)	身体障がい者本人 所定の親族	障がい者本人 所定の親族 介護者
割引率	50%以内	

B) NHK 放送受信料の免除

問合せ先:大桑村 福祉係(55-3080)

次に該当する場合、NHK放送受信料が全額または半額免除となります。

免除	該当者	条件
全額 免除	身体障害者手帳を持つ人	世帯全員が村民税非課税
	知的障がい者と判定された人	
	精神障害者手帳を持つ人	
半額 免除	身体障害者手帳を持つ人	視覚・聴覚障がい者が世帯主で受信契約者 障害等級が1級または2級の人が、世帯主で受信契約者
	知的障がい者と判定された人	重度の知的障がい者と判定された人が、世帯主で受信契約者
	精神障害者手帳を持つ人	障害等級が1級の人が、世帯主で受信契約者

C) 青い鳥郵便葉書の無償配布

問合せ先:お近くの郵便局

申出者1人につき通常郵便葉書(20枚)が、無償配布されます。

対象者	重度の身体障がい者(1級または2級の人) 重度の知的障がい者(療育手帳にA(または1度、2度)と表記されている人)
申出期間	4月1日～5月31日

8. 社会福祉協議会の事業

問合せ先: 大桑村 社会福祉協議会 (55-3755)

A) 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業) (知) (精)

高齢者や障がい者の人々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い(援助)をし、その生活を支援することを目的とした事業です。

利用できる人	認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理等がうまくできない人。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用手続きや介護保険の申請援助等をして欲しい。 ・一人暮らしの生活や将来の生活に不安がある。 ・通帳や印鑑の保管に不安がある。 ・お金の出し入れなど、日常的な金銭の管理に不安がある。

B) 生活福祉資金貸付事業 (身) (知) (精)

低所得等の世帯に対して、資金貸付(低利又は無利子)と必要な相談・支援により、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的とした事業です。

利用できる人	①低所得世帯、②障害者世帯、③高齢者世帯	
貸付内容	総合支援資金	低所得世帯等に対して、生活再建に向けた継続的な相談支援(就労支援等)と生活費等の支援によって、自立生活を促進するための資金。住居のない離職者には、公的制度給付等までのつなぎ資金(臨時特例つなぎ資金)があります。
	福祉資金	低所得世帯等に対して、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費を対象とした資金。緊急かつ一時的に生計維持が困難に陥った場合には緊急小口資金で対応します。
	教育支援資金	低所得世帯等に対して、学校教育法に規定する高校、短大、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費を対象とした資金。
	不動産担保型生活資金	高齢の低所得世帯等が、一定の居住用不動産を担保として生活資金を借受け、住み慣れた家での生活を送ることを目的とした資金。要保護世帯向けの不動産担保型生活資金もあります。

C) 大桑村生活支援サービス「地域ささえ隊」

住民が日常生活上で援助を必要としたとき、お互いの支え合いにより、住み慣れた地域で、自立して豊かな生活が送れるよう、住民参加と協力の下に行われる生活支援サービスです。

利用できる人	村内に住む全ての村民を対象とし、日常生活上で何らかの援助を必要とする人
利用方法	1時間 500円か30分 250円のサービス券を事前に購入していただき、サービス時間に応じて、必要枚数を協力会員に支払います。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・草取り ・生活道路の雪かき（玄関から沿道までの概ね1m幅の除雪） ・話し相手、見守り、子守り ・生活必需品の買い物 ・ゴミ出し、リサイクル片付け、リサイクルステーションへの運搬 ・代筆、本などの朗読 ・散歩、通院等の付添 ・ペットの世話 ・日常的な住宅等の清掃（住居の掃除、窓ふき、水回り清掃など） ・簡単な身の回りの世話（調理補助、洗濯、灯油入れなど）
サービス利用券の見本	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>No.1</p> <p>「地域ささえ隊」サービス事業</p> <p>サービス利用券</p> <p>1時間当たり 500円</p> <p>大桑村生活支援サービス</p> <p>地域ささえ隊</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>No.1</p> <p>「地域ささえ隊」サービス事業</p> <p>サービス利用券</p> <p>30分当たり 250円</p> <p>大桑村生活支援サービス</p> <p>地域ささえ隊</p> </div> </div>

D) 福祉有償運送サービス事業 (身) (知) (精) (児)

車いす対応自動車でなければ移動が困難な人への送迎サービスです。利用にあたっては事前に登録申込が必要となります。運行範囲や利用時間には制限がありますので、詳細は社協までお問い合わせください。

利用できる人	①要介護老人等 ②重度心身障がい児・者 ※事故・救急による緊急受診は対象となりません。
利用料	①基本利用料：1,500円 ②距離利用料：1kmあたり100円 ※村から利用料補助の制度があります。



9. その他





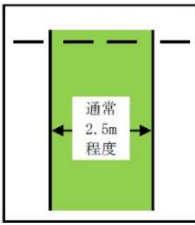

問合せ先: 大桑村 福祉係 (55-3080)

A) 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

身 知 精

様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区間の適正な利用を促進するため、障がい者や高齢者など歩行が困難な人に、長野県内共通の「利用証」を交付する制度です。

<利用証の種類・利用できる駐車場>

	利用証	優先駐車区画	案内板
車いす使用者			
車いす使用者以外 (障がい者等優先駐車区画)			

<利用証の交付対象者・有効期間>

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	有効期間
		身体障がい	視覚	○	○	○	○	
	聴覚	○	○	○				
	ろうあ	○	○	○				
	平衡	○	○	○	○	○		
	上肢	○	○					
	下肢	○	○	○	○	○	○	
	体幹	○	○	○	○	○		
	脳原性	上肢機能	○	○				
		移動機能	○	○	○	○	○	○
	内部	○	○	○	○			
知的障がい	療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の人							
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳が1級の人							
発達障がい	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた人							

<長野県に隣接する県の相互利用状況> (令和2年3月時点)

- ・利用可能：岐阜県、山梨県、静岡県、群馬県、新潟県、埼玉県川口市
- ・利用不可：愛知県、富山県

B) 福祉タクシー利用乗車券交付 身 知 精 難

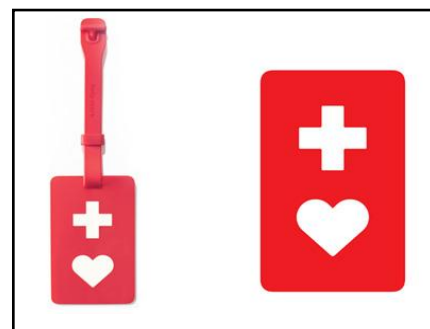
一般の交通機関を利用することが困難な人の外出を支援するため、タクシー利用料金の一部を助成します。

ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けた人、福祉有償運送サービスを利用している人、本人及び同一世帯員が村税及び使用料等を滞納している人は対象となりません。

利用できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者保健福祉手帳が1級及び2級の人 ・療育手帳所持者で障害程度欄がA1・A2及びB1の人 ・精神障害者保健福祉手帳が1級及び2級の人 ・介護保険制度において要支援、要介護の認定を受けた人 ・特定疾患医療受給者証の交付を受けた人又は特定医療費（指定難病）医療受給証の交付を受けた人
助成内容	当該年度につき、12,000円分のタクシー利用乗車券を交付します。

C) ヘルプマーク

障がいや病気をもつ人、妊娠初期の人など外見から分かりにくくても、災害時や緊急時、日常生活の場において援助や配慮が必要な際に助けを求めやすくするために作成されたマークです。カバン等に取り付けることができ、名前や連絡先、呼んでほしい人などの名前を書いて貼り付けるシールも付属しています。



D) 成年後見制度

成年後見制度は、誰もがその人らしい生活を地域で安心して送れるように手助けをする制度です。たとえば、認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、福祉サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合でも、自分ではこれらのことをすることが難しい場合があります。また、契約内容についてよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な人々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

制度について、詳しく聞きたい人は福祉係までご連絡ください。

E) グループホームの利用 身 知 精 難

地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において食事、入浴、排せつ等の介護、相談その他日常生活上の援助を行います。

利用者負担	<p>所得に応じて負担額が異なります。</p> <p>利用者から徴収する経費として以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃 ・食材費 ・光熱水費 ・日用品費 等
施設所在地等	<p>長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。</p> <p>ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設 >社会福祉施設名簿</p>

障がい福祉に関する相談窓口

大桑村役場 福祉健康課福祉係	障がい者の福祉制度、医療制度などの全般的な相談をお受けします。	**55-3080
大桑村社会福祉協議会	地域の人々が住み慣れた場所で安心して暮らせるように、様々な福祉の課題に取り組んでいます。	**55-3755
木曽障がい者 総合支援センターともに	障がいのある人が地域で安心して生活できるように専門の職員が相談に応じます。	0264-52-2494
木曽保健福祉事務所	保健分野と福祉分野の密接な連携を図るため、県が設置した保健所・福祉事務所の機能を併せ持った機関です。	障がい福祉 0264-25-2218
		保健医療 0264-25-2231

長野県公式ホームページのトップから「障がいのある方の自立支援のしおり」で検索すると、各種支援施策をご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/goannai/>

令和2年3月

大桑村役場福祉健康課福祉係
〒399-5503 長野県木曽郡大桑村大字長野 2778
(電話番号) **55-3080
(FAX) 55-4134